



平成 26 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長井 幸夫  
(コード番号 2533 東証第一部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長  
牛込 真澄(TEL 03-3575-2777)

### 富久娘酒造株式会社の不祥事調査に関する 第三者委員会からの調査報告に基づく再発防止策について

標記においては、富久娘酒造株式会社（以下、富久娘酒造と表記）での清酒製造における原料の不適切な使用および一部商品における原料の表示漏れ等に関して、平成 26 年 2 月 14 日付「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、これまでの不祥事内容ならびに関係者の処分、再発防止の提言について、第三者委員会から報告を受けております。

調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止めるとともに、再発防止のための提言に沿って、今後の富久娘酒造における再発防止策ならびにオエノングループ全体の管理体制について、下記の通りお知らせします。

併せて、コンプライアンスの徹底という観点からも、重大な法令違反を発生させたことを真摯に捉え、経営責任の明確化ならびに当該案件に関わる関係者の懲戒処分等を行います。

お客様、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様方には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起きぬよう、オエノングループ一丸となって、法令遵守に努め、社業に精進してまいります。

記

#### 1. 再発防止策について

- I. 酒税法等法令上定められている記帳義務、表示義務を遵守します。
- II. 棚卸管理（数量・品質）を徹底します。
- III. 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）に準拠し、美化衛生に力点を置きます。
- IV. 活発に意見を言い合える働きやすい職場を形成します。

以上の点を前提とし、調査報告書における提言を踏まえ、富久娘酒造では、以下の再発防止策に取り組みます。

##### (1) 製造技術の向上

###### ①人財の確保

グループ会社から十分な清酒製造の知識・経験を有する工場長（前福德長酒類葦崎工場長）、副工場長（前合同酒精生産本部グループマネージャー）を配置します。また、酒税法に準拠し、安定かつ正確な生産が中長期的にできる人員体制とします。

②「清酒製造技術講習会」への参加ならびにグループ他工場での研修

仕込み責任者を「清酒製造技術講習会」(※1)に積極的に参加させ、酒造技術の習得に励みます。また、清酒製造を行っているグループ他工場(葦崎)で、研修させます。

※1 独立行政法人酒類総合研究所主催の、清酒製造の基本知識習得を目的とした講習会

③清酒製造技術の勉強会実施

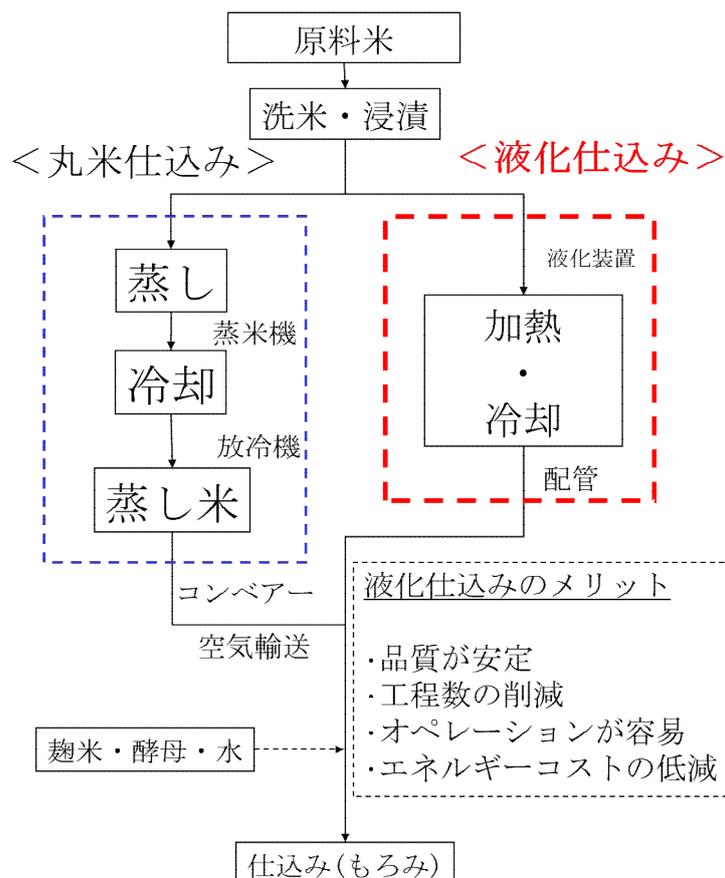
社長、工場長が中心となり、仕込み、精製、査定、品質管理の各担当で構成される勉強会を定期的で開催し、製造技術の向上に努めます。

(2) 設備の補充

①仕込み方法の変更

従来「丸米仕込み」を行ってきた4種類の原酒生産を止め、現有設備で生産可能で、かつ製造工程が少ない「液化仕込み」に特化し、純米酒、上撰酒ならびに普通酒・経済酒のみを生産します。「丸米仕込み」および「液化仕込み」の違いについては下図ご参照ください

	従来	今後
丸米仕込み	4種類 (吟醸、純米、本醸造、上撰)	—
液化仕込み	1種類 (普通・経済)	3種類 (純米、上撰、普通・経済)
計	5種類	3種類



②必要な設備の導入

「液化仕込み」に特化するため、現行の製麴機(※1)の使用を継続しますが、必要に応じて、麴ストッカー(※2)の導入を行います。

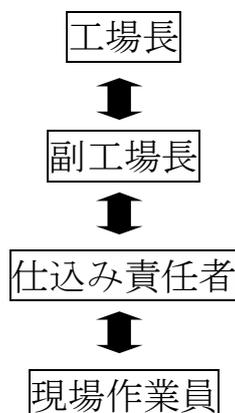
※1 清酒製造の際に、原料米を糖化するための麴を生成する機械

※2 生成した麴を保存する容器

(3) 適切な生産計画の策定

実行可能な、作業上無理が生じない生産現場の実態に即した生産計画（仕込み計画～発酵状況によって柔軟に変更を可能とする）の策定等

<生産計画に関わる工場の体制>



項番	作成項目	作成者	承認者（審査・承認）
1	生産計画（仕込み計画）（※1）	副工場長	工場長
2	白米購入計画表（※2）	仕込み責任者	副工場長、工場長
3	洗米予定表（月・日単位）（※3）	〃	〃
4	作業指示書（※4）	〃	〃

※1 販売計画に基づく、種類別の清酒原酒の生産計画

※2 生産計画に基づく、必要とされる原料米の購入計画

※3 生産計画に基づく、原料米の受入・洗米の計画

※4 洗米予定表に基づく、現場作業員に対する作業指示書

- 1) 仕込みに関する資料「洗米予定表（月単位）」「白米購入計画表」「洗米予定表（日単位）」について仕込み責任者が作成し、副工場長が当該内容を審査した後、工場長が承認します。
- 2) 原料米の購入については、副工場長が工場長の承認のもと業者に発注を行います。
- 3) 購入した原料米は、副工場長が規格米（※5）と規格外米（※6）と明確に区別して管理するよう現場作業員に指示を出し、原料米を使用する際には、副工場長の立ち会いを義務付け、決して混入がされないよう徹底します。
  - ※5 農産物検査法により、3等以上に格付けされた玄米またはこれに相当する玄米を精米したもの
  - ※6 上記以外のもの
- 4) なお、規格米と規格外米の区分管理については、日々、副工場長ならびに工場長が確認を行い、適宜、社長も確認します。
- 5) また、純米酒における規格米の要件や精米歩合が、工場に納品段階から識別確認できるよう「作業指示書」を改めます。
- 6) 浸漬・製麴工程については、都度、作業内容を記録し、速やかに副工場長へ提出し、副工場長が審査した後、工場長の承認を必須事項として位置付けます。

(4) 製造グループと品質管理担当者との連携

品質管理担当者は、独立かつ客観的に下記業務を行い、問題点ならびに異常値が認められた場合は、副工場長および工場長に速やかに報告します。併せて、製造現場に積極的に関与し、不正行為を未然に防ぐよう役割を担います。

【清酒製造における品質管理担当者の業務】

- 1) 発酵状態の分析（日本酒度（※1）、アルコール度数、ピルビン酸値（※2））
- 2) もろみ経過簿（※3）の確認
- 3) 上槽（※4）後の品質分析
- 4) 原酒の精製試験（※5）

※1 清酒の比重を表示するための単位（甘口・辛口の目安）

※2 もろみ（蒸米、麴、酵母、水を合わせたもの）の熟成具合を判断するための指標

※3 もろみの発酵状況を時系列で管理するための帳簿

※4 もろみを搾り、酒粕と清酒に分けること

※5 不純物等を取り除く作業が、的確に実施できるように行う事前のテスト

(5) 製造現場と管理者の意思疎通の徹底、実効的な管理体制の構築

①業務報告会の実施

社長、工場長は、製造現場の実態を把握するため、定期的に副工場長、仕込み責任者を交えて業務報告会を行い、十分な意思疎通を図り、問題の早期発見に努めます。

②日々のコミュニケーションの徹底

社長、工場長、副工場長は、日々の挨拶、声掛けを励行し、現場においての小集団活動に重点を置くとともに、製造現場との連携・会話を密にします。

③チェック体制の構築

社長は、組織として、各役職での厳密なチェックが可能な体制を構築し、また、会社の上下関係の風通しを良くするような体制を整備します。

④個別面談の実施

「業績目標管理制度」（※1）ならびに「自己申告制度」（※2）に基づく、個別面談を定期的に実施し、相談やアドバイスをを行います。

※1 個人が、年初に当年度達成し得る目標を掲げ、その到達具合について相互（個人と上長）に確認する制度

※2 個人が、職場での満足度合いならびに問題点について示し、かつ今後希望する部署・業務について上長に申告する制度

(6) 酒税法令に関する知識の習得、法令遵守姿勢の確立

①社内での酒税法令講習会の実施

社長、工場長が中心となり、社内での酒税法令講習会を行い、知識の習得、確認を図ります。これにより、酒税法遵守意識を醸成します。

②酒類指導官への相談

今後、新たに発生する作業ならびに酒税法に関して不明な点が生じた場合、西宮税務署酒類指導官をはじめとする監督官庁に相談し、対応を進めます。なお、平時においても西宮税務署酒類指導官をはじめとする監督官庁とのコミュニケーションを欠かさず行います。

③通信教育による酒税法令に関する知識の習得

会社は、酒税法令に関する知識の習得のため、自己研鑽を促し、個人が希望する酒税法関連の通信教育の受講に対して、費用の一部を負担するなどの協力を行います。

## (7) 欠減に対する取り組み

### ①欠減防止策

原酒の移動時に、払い出し側のタンクと受け入れ側のタンクの状況（栓、ホース等）を確認した後、移動を確実に実施します。

### ②欠減時の対応

製品詰上時の欠減が1%以上とならないようにします。例え1%を超えた場合でも、速やかに原因究明し、対応を図るとともに、虚偽記載を行わず正確に記帳・申告します。

### ③設備面での対策

欠減の発生要因が、設備に起因すると判明した場合には、速やかに改善します。

## 2. オエノングループ全体の実効的な管理体制の構築

### (1) 品質安全保証管理室の設置

品質管理に特化した「品質安全保証管理室」をオエノンホールディングス内に設置します。品質安全保証管理室は、グループ各工場の生産工程および製品の品質管理を監督し、必要に応じ生産指導・指示を行います。

### (2) 監査室の機能強化

オエノンホールディングス監査室の機能を強化し、原材料・資材に関する内部監査、商品表示に関する内部監査、品質管理に関する内部監査、安全衛生に関する内部監査を行うとともに、問題部署への是正および改善要請を実践します。

(上記(1)および(2)については、次頁にて詳細をお示しします)

### (3) 法令遵守姿勢の確立

オエノングループ全体として、「内部通報制度」(※1)について改めて従業員に周知し、不正行為の早期発見と是正を図ります。

※1 当社グループのすべての従業員等からの、組織的、または個人的な法令違反等に関する相談、通報の適正な処理の仕組みを定め、社内外に窓口を設け通報を受け付ける制度

### (4) 意図的な異物混入の防止策

食品の安全を脅かす意図的な異物混入を防ぐため、以下の対策を実行します。

#### <意思疎通>

- ・「食の安心・安全」について、現場作業員（社員・臨時従業員）に対して啓蒙活動を行います
- ・日常において、現場作業員（社員・臨時従業員）との円滑なコミュニケーションを推進します
- ・臨時従業員にも、定期的に面談（心配事・相談事を聞く）を実施します

#### <設備・環境>

- ・監視カメラを設置し、不審な行動を監視するとともに、異物混入への牽制を図ります
- ・貴重品等私物の保管場所（ロッカー）を新設し、作業場に持ち込まない環境をつくります
- ・シンプルなデザインの作業服に見直し、ポケットをなくし異物の持ち込みを防ぎます

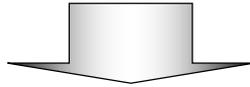
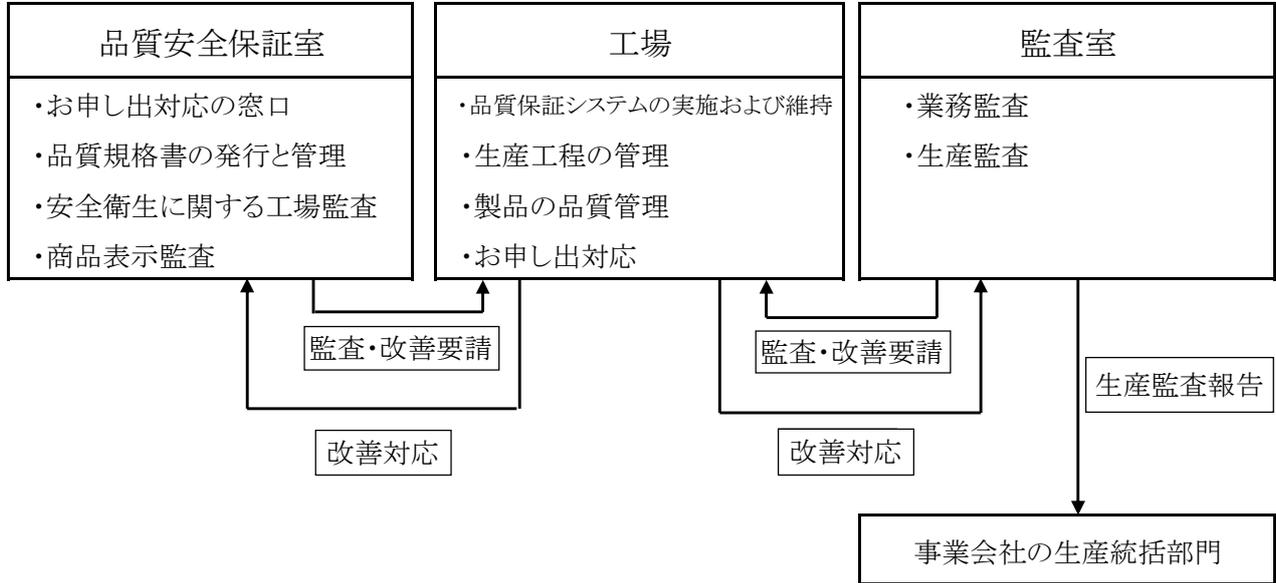
#### <規則>

- ・持ち物検査、ボディチェックを適宜実施します
- ・現場作業員（社員・臨時従業員）の担当エリアを明確にし、入退室管理を徹底します
- ・外部業者の入室管理を厳格化するため、事前登録制とします

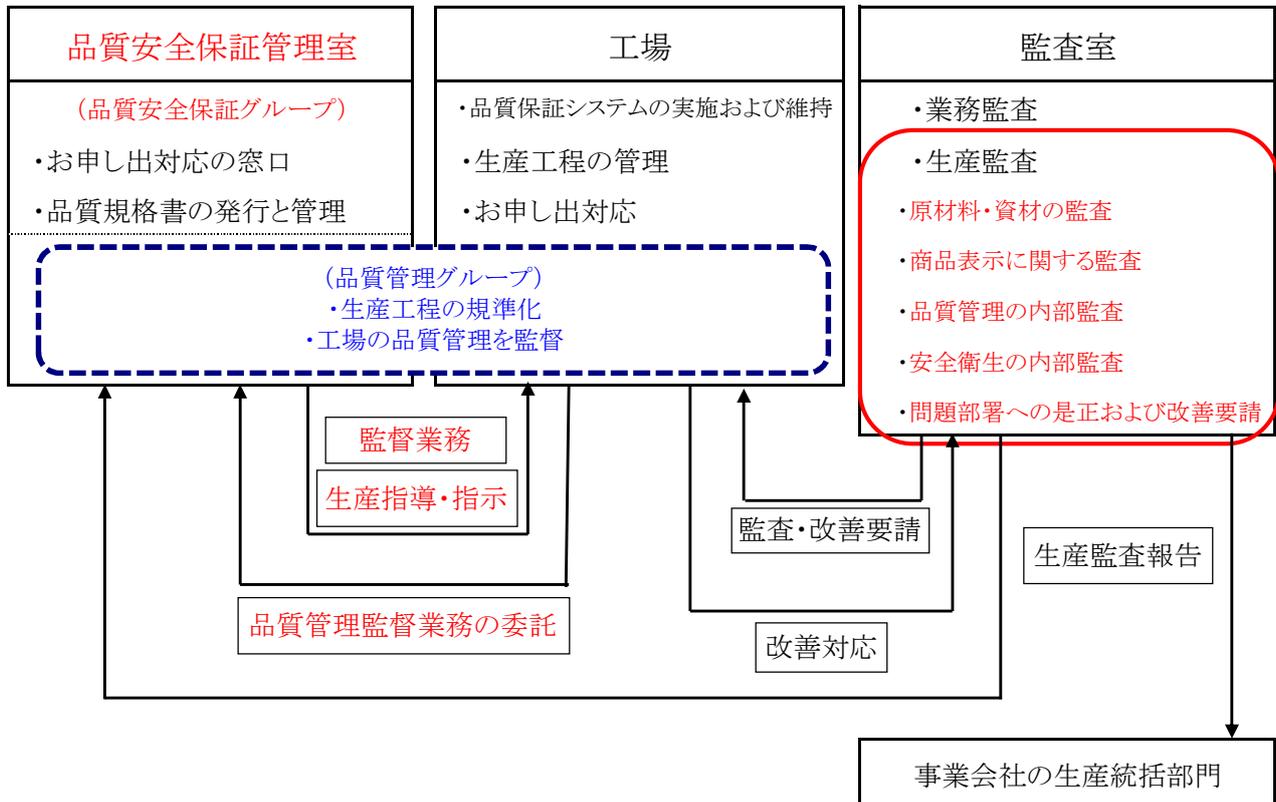
上記の再発防止策を、富久娘酒造に着実に実行させるとともに、オエノンホールディングス品質安全保証管理室および監査室が、再発防止策の有効性を継続的に検証し、適宜改善策を講じて行く所存です。

オエノグループ品質安全保証体制

<従来>



<改定後～平成26年2月1日より>



### 3. スケジュールについて

再発防止策については、以下に示す「再発防止策の実施スケジュール」に沿って、着実に実施します。

再発防止策の実施スケジュール	平成 26 年度			
	3 月以前	4～6 月	7～9 月	10～12 月
<b>1. 再発防止策</b>				
(1) 製造技術の向上				
①人財の確保	実施済み	→		
②「清酒製造技術講習会」への参加 グループ他工場（菫崎）での研修		5 月参加 4 月研修	8 月参加	
③清酒製造技術の勉強会実施	3 月より毎月実施 →			
(2) 設備の補充				
①仕込み方法の変更	4 月までに計画策定		実施 →	
②必要な設備の導入	4 月までに計画策定		実施 →	
(3) 適切な生産計画の策定				
実行可能な、作業上無理が生じ ない生産現場の実態に即した生 産計画の策定等	実施済み →			
(4) 製造グループと品質管理担当者 との連携	実施済み →			
(5) 製造現場と管理者の意思疎通の 徹底、実効的な管理体制の構築				
①業務報告会の実施	3 月より毎週実施 →			
②日々のコミュニケーションの徹底	実施済み →			
③チェック体制の構築	実施済み →			
④個別面談の実施	3 月実施	5 月実施		10 月実施 11 月実施
(6) 酒税法令に関する知識の習得、 法令遵守姿勢の確立				
①社内での酒税法令講習会の実施	3 月より毎月実施 →			
②酒類指導官への相談	随時 →			
③通信教育による酒税法令に関する 知識の習得	随時 希望者受付 →			
(7) 欠減に対する取り組み				
①欠減防止策	3 月までに詳細確認、			
②欠減時の対応	4 月より防止策策定、 →			
③設備面での対策	実施			
<b>2. オエノングループ全体の実効的な 管理体制の構築</b>				
(1) 品質安全保証管理室の設置	2 月実施 →			
(2) 監査室の機能強化	2 月実施 →			
(3) 法令遵守姿勢の確立	2 月実施 →			
(4) 意図的な異物混入の防止策	3 月より実施 →			

実施済みであり今後も継続するもの →

今後実施していくもの →

#### 4. 関係者の処分について

##### (1) 要旨

富久娘酒造による一連の不祥事において、第三者委員会の調査報告を受けたことはもとより、当社コンプライアンスの徹底という観点からも、重大な法令違反が発生したことを厳粛に受け止め、当該案件に関わる懲戒処分等を下記の通り実施することといたしました。

##### (2) 対象者の範囲

現職をはじめ、本件不適切行為が発生したと想定される平成19年まで遡り、各職務に従事していた者を対象といたしました。

##### (3) 懲戒内容

###### ① オエノンホールディングス 取締役

役職名	氏名	懲戒内容
代表取締役社長	長井幸夫	役員報酬の50%を3ヶ月減額
取締役 グループ生産・技術部門担当	向井 享	役員報酬の20%を3ヶ月減額
取締役 グループ総務・管理部門担当	西永裕司	役員報酬の10%を3ヶ月減額

###### ② 富久娘酒造 代表取締役社長

役職名	氏名	懲戒内容
代表取締役社長（現職）	小島久佳	解任（平成26年2月26日付）
代表取締役社長（前任）	澁谷 章	役員報酬の10%を3ヶ月減額

###### ③ 富久娘酒造 灘工場長

役職名	氏名	懲戒内容
取締役（灘工場長（前任））	永沼睦夫	解任（平成26年2月26日付）
取締役 灘工場長（旧任）	山口 憲	出勤停止（3日間）、減給（1ヶ月）
取締役 灘工場長（旧任）	木村和弘	役員報酬の10%を1ヶ月減額

###### ④ 富久娘酒造 灘工場 製造グループマネージャー

役職名	氏名	懲戒内容
製造グループマネージャー（現任）	マネージャーB	出勤停止（3日間）、減給（1ヶ月）
製造グループマネージャー（旧任）	マネージャーC	出勤停止（3日間）、減給（1ヶ月）
製造グループマネージャー（旧任）	マネージャーD	出勤停止（3日間）、減給（1ヶ月）
製造グループマネージャー（旧任）	マネージャーF	出勤停止（3日間）、減給（1ヶ月）

###### ⑤ 富久娘酒造 灘工場 仕込み責任者

役職名	氏名	懲戒内容
製造グループ リーダー（現任）	従業員A	懲戒解雇（平成26年2月26日付）

##### (4) 厳重注意（富久娘酒造社長名による）

役職名	氏名
製造グループ 従業員（洗米担当）	従業員B
製造グループ 従業員（品質管理担当）	従業員C
製造グループ 従業員（仕込み担当）	従業員D
製造グループ 従業員（仕込み担当）	従業員E
製造グループ 従業員（調合担当）	従業員F

以 上